

令和5年 第4回 東彼杵町議会定例会会議録

令和5年第4回東彼杵町議会定例会は、令和5年12月6日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1番	大安 義和 君	2番	児玉 隆行 君
3番	構 浩光 君	4番	吉永 秀俊 君
5番	尾上 庄次郎 君	6番	大石 俊郎 君
7番	口木 俊二 君	8番	浪瀬 真吾 君

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	粒崎 秀人 君
副 町 長	三根 貞彦 君	会 計 管 理 者	工藤 政昭 君
総 務 課 長	高月 淳一郎 君	産 業 振 興 課 長	楠本 信宏 君
税 財 政 課 長	山下 勝之 君	建 設 課 長	森 英三朗 君
長寿ほけん課長	前平 英利 君	水 道 課 長	岡木 徳人 君
こども健康課長	氏福 達也 君	教 育 次 長	岡田 半二郎 君
町 民 課 長	小林 竹哉 君		

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長 井上 晃 君 主任書記 山下 美華 君

5 議事日程は次のとおりである。

日程第1	議案第58号	東彼杵町小中学校入学祝金交付条例の制定について
日程第2	議案第59号	東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
日程第3	議案第60号	職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
日程第4	議案第61号	東彼杵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第5	議案第62号	職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
日程第6	議案第63号	東彼杵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
日程第7	議案第64号	東彼杵町印鑑条例の一部を改正する条例
日程第8	議案第65号	東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第9	議案第66号	東彼杵町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
日程第10	議案第67号	東彼杵町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第 11	議案第 68 号	東彼杵町農業集落排水事業及び漁業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例
日程第 12	議案第 69 号	東彼杵町水道事業給水条例の一部を改正する条例
日程第 13	議案第 70 号	東彼杵町水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例を廃止する条例
日程第 14	議案第 71 号	佐世保市及び東彼杵町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議について
日程第 15	議案第 72 号	東彼杵町基本構想の策定について
日程第 16	議案第 73 号	令和 5 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）
日程第 17	議案第 74 号	令和 5 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 18	議案第 75 号	令和 5 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 19	議案第 76 号	令和 5 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 20	議案第 77 号	令和 5 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 21	議案第 78 号	令和 5 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 22	請願第 2 号	町道（釜の内線）の路面及び離合場所の整備に関する請願書

6 散 会

開 議（午前 9 時 28 分）

○議長（浪瀬真吾君）

ただいまの出席議員数は 8 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

これから議事に入ります。

日程第 1 議案第 58 号 東彼杵町小中学校入学祝金交付条例の制定について

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 1、議案第 58 号東彼杵町小中学校入学祝金交付条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

おはようございます。

それでは、議案第 58 号東彼杵町小中学校入学祝金交付条例の制定について。

東彼杵町小中学校入学祝金交付条例を別紙のとおり制定することにしてありますが、提案の理由といたしまして、子育て家庭等の経済的負担の軽減を図るため、本案を提出するものでございます。詳細につきましては、教育次長に説明させますので、何とぞ慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。教育次長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

町長に代わりまして議案第 58 号東彼杵町小中学校入学祝金交付条例の制定についてご説明いたします。

本条例は、子育て支援の充実に向けた取り組みとして、小中学校への入学時において、子育て家庭等の経済的負担軽減を図るため、祝金を支給し支援するために本条例の制定をお願いするものでございます。

それでは、条文をご覧いただきたいと思います。

まず、第 1 条に趣旨を掲げております。

東彼杵町の次代を担う児童又は生徒の入学の節目を祝福し、養育者をねぎらうとともに、子育て家庭等の経済的負担の軽減を図るため、町が小中学校入学祝金を交付することに関し必要な事項を定めるといたしております。

第 2 条といたしまして、定義として小学校、中学校、そして養育者の用語の定義を定めております。

第 3 条におきましては、交付対象者として祝金の交付を受けることができるものを規定しており、その対象となるものは、小学校及び中学校ともその児童生徒の入学式の日において、東彼杵町に住

所を有する者を対象としております。

次に、第4条で祝金の額を規定しております。小学校の新入学児童が3万円、中学校への新入学生徒については7万円と定めております。

続いて、第5条では祝金の申請及び決定等の手続きについて規定しております。

また第6条では、祝金の申請の権利の喪失の内容を、第7条では、祝金の返還として不正に祝金の支給を受けた場合に返還させることができるとしております。

最後の第8条では、必要な事項の委任規定を設けております。

なお、附則において、この条例は令和6年4月1日から施行するとしております。説明については以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。3番議員、構浩光君。

○3番（構浩光君）

この祝金なんですけれど、2点ほど質問したいと思っております。

まず1点目は、音琴にあるながさき東そのぎ子どもの村小中学校の生徒さんも含まれるかどうか1点ですね。

2点目がですよ、第6条で入学日を基準として1か月以内に申請しないとその権利を失うものとなっていますが、例えば4月の入学式がたぶん4月、6、7ぐらいですかね、それから1か月と言えはですよ、丸々1か月なのか、4月いっぱいなのか。4月いっぱいの場合でしたらですよ、実数的に言って15日から、15日ぐらいですかね、しかないんですけれど、その申請の考え方ですね、一月後なのか、その4月いっぱいなのか、その辺の回答をお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

第1点目のながさき東そのぎ子どもの村小中学校は含まれておりません。

それと、2点目のことですが、これは4月いっぱいということで対応したいと思っております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3番議員、構浩光君。

○3番（構浩光君）

4月いっぱいにした場合ですよ、日数的に通知とか、かれこれ間に合うのかどうか、その辺の検討はされたんですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

入学式の時にそういう書式を配布いたしますので、そこで皆さんこう。

それと、前もって今度議会で議決をいただければそういう案内もできると思うので、よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

この条例に定めてはないんですけど、このお祝金の交付のやり方、これは現金支給なのか、あるいはそれは申込書に受け取り、保護者の方々のあれに希望するやつが書いてあるんでしょうか。その点だけをお尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

この件につきましては、最近ですね、現金の取り扱いが非常に厳しくなるものですから。今、口座も全て、大体把握、いろいろなその助成金とか負担金で押さえられたと思うので、同意を、同意のもとに交付すると。現金を扱わない。振り込みでお願いをしたいというのは、やはりいろいろ現金、枚数が足らなくなるとか、お金の金額が違うとか問題が出た時に把握はちょっとしかねますので、振り込みでお願いできればと思っております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

4 番議員、吉永秀俊君。

○4 番（吉永秀俊君）

先ほどながさき東そのぎ子どもの村小中学校の小学校入学、中学校入学時を対象とおっしゃったんですけど、ながさき東そのぎ子どもの村小中学校、たぶん。対象はしない。

○——△——

——△——△——

○4 番（吉永秀俊君）

それならいいです。すみません、失礼しました。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 58 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 2	議案第 59 号	東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 3	議案第 60 号	職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 4	議案第 61 号	東彼杵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第 5	議案第 62 号	職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
日程第 6	議案第 63 号	東彼杵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 2、議案第 59 号東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、日程第 3、議案第 60 号職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、日程第 4、議案第 61 号東彼杵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第 5、議案第 62 号職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例、日程第 6、議案第 63 号東彼杵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例、以上 5 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 59 号についてご説明をいたします。

東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、これは法律が国会で成立したためこれに準じ、東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例を改正するためでございます。

次に、議案第 60 号職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、これも同じく人事院勧告に基づき、本町におきましてもこれに準じ、職員給与について改正を行うため、提出するものでございます。

次に、議案第 61 号東彼杵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございますが、これも同じく人事院勧告に基づき、本町におきましてもこれに準じ、会計年度任用職員の給与について改定を行うため、本案を提出するものでございます。

次に、議案第 62 号職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例でございますが、提案理由といたしまして、近年の物価高騰等社会情勢の変化に鑑み、今、ホテル代とか宿泊料が非常に高騰しておりますので、その分職員等の旅費に係る負担軽減を図るため、本案を提出するものでございます。

次に、議案第 63 号東彼杵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例でございますが、提案の理由といたしましては、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正することになりましたので、関連する本条例につきましてもこれに準じ、改正するため、本案を提出するものでございます。それぞれ詳細につきましては総務課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますよう、よろしく願いいたします。総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

町長に代わりまして一括して説明を申し上げます。

まず、議案第 59 号について説明いたします。

今、第 212 国会において、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が成立しております。本町議会議員の期末手当の支給月数も、国に準じて 3.3 月から 3.4 月へ引き上げるものでございます。

1 ページをお願いいたします。第 1 条で条例の第 6 条第 2 項、今年の 12 月分の期末手当の支給率を 100 分の 175 とし、0.1 月分引き上げて年間 3.4 月としております。

2 ページをお願いいたします。第 2 条で、来年度の 6 月及び 12 月の期末手当の支給率をいずれも 100 分の 170 とし、年間支給率を 0.1 月分引き上げて 3.4 月分とする条例の一部改正であります。

附則によりまして公布の日から施行し、第 1 条にあっては本年 4 月 1 日から、第 2 条については来年 4 月 1 日から施行とするものでございます。以上、議案第 59 号については、説明を終わります。

続きまして議案第 60 号について説明をいたします。

人事院は本年 8 月 7 日、公務員と民間の 4 月分給与を調査し、月例給において民間給与が国公給与より平均 3869 円、0.96%上回る結果となったため、月例給を引き上げて、民間のボーナスに当たる期末勤勉手当とともに 0.05 月分引き上げ、年間 4.5 月分とする勧告を行いました。

国家公務員においては、既に今臨時国会で、その内容を盛り込んだ一部改正法が成立しております。本町においても国に準じ改定するものでございます。

1 ページをお願いいたします。第 1 条では、給与条例第 20 条第 2 項一般職の期末手当の 12 月分を 0.05 月分引き上げて、期末手当全体の年間支給率を 2.45 月とするものです。

また、同 3 項では、いわゆる再任用職員にあたりますけれども、12 月分を 0.025 月分引き上げ、期末手当全体の年間支給月数を 1.375 月とするものでございます。

次に 2 ページをお願いいたします。給与条例第 21 条第 2 項一般職の勤勉手当の 12 月分を 0.05 月分引き上げて、勤勉手当全体の年間支給月数を 2.05 月とするものです。

同第 3 項で、いわゆる再任用職員になりますけれども、12 月分を 0.025 月分引き上げて、期末手当全体の年間支給月数を 0.975 月とするものであります。

以上によりまして、一般職の期末勤勉合わせた年間支給率、支給額を 0.1 月分引き上げ 4.5 月分。再任用職員については、0.05 月分引き上げ 2.35 月分となります。

なお、月例給につきましては、民間の初任給の動向を踏まえ、大卒初任給を 1 万 1000 円、高卒初任給を 1 万 2000 円引き上げ、若年層に重点を置いた改定額となっております。

また平均改定額の 0.96%は、平成 9 年以来 26 年ぶりの高水準となっております。詳細につきましては別表第 1 の新旧対照表のとおりでございます。

次に飛びまして 8 ページをお願いします。

第 2 条では、給与条例第 20 条で、来年度の 6 月、12 月の期末手当の支給率を一般職については 100 分の 122.5、再任用職員については 100 分の 68.75 とし、第 21 条では同様に 6 月、12 月の勤勉手当の支給率を一般職については 100 分の 102.5、再任用職員について 100 分の 48.75 とする条例の一部改正でございます。

附則によりまして、公布の日から施行し、第 1 条にあっては本年 4 月 1 日から、第 2 条につきましては来年 4 月 1 日から施行とするものでございます。以上で説明を終わります。

次に議案第 61 号について説明いたします。

1 ページをお願いいたします。前議案同様に会計年度任用職員についても、一般職同様に別表第 1 の新旧対照表のとおり、給料表の改正を行うものです。

改正の趣旨については、前議案と同様のため省略をさせていただきます。

附則によりまして、公布の日から施行し、本年 4 月 1 日から適用するものでございます。以上で説明を終わります。

続きまして議案第 62 号について説明をいたします。

1 ページの新旧対照表をお願いいたします。記載のとおり、条例別表の(1)の日当及び宿泊料の改定を行うものです。日当を 200 円増額し 1500 円に、宿泊料を 2000 円増額し 1 万 2000 円とするものでございます。

改正の理由でございますけれど、先ほど町長が申し上げたとおり現在の日当、宿泊料については、物価等高騰しており、平成 24 年、これは 2012 年に改定後現在に至っているところでございます。

近年の物価高騰やインバウンドの再開で、宿泊代が高騰するなど社会情勢の変化により、職員等が出張時の費用を自己負担する状況が見られるようになってきております。消費者物価指数及び県内の状況を勘案して改正するものでございます。

附則によりまして、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。

次に、議案第 63 号について説明をいたします。

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法ですが、6 月に一部改正法が公布されました(R5. 6. 9 公布)。1 年 3 か月以内に施行されることから、条例の一部改正が必要となるものでございます。

まず、法改正の目的でございますけれども、コロナウイルス感染症対策等の経験を踏まえ、国が社会における抜本的なデジタル化の必要性が顕在化している中、マイナンバーやマイナンバーカードの利便性を向上するために改正されたものでございます。

これまで個人情報照会や提供事務は法律の別表第 2 に規定されておりましたが、その別表第 2 が廃止されます、廃止されることとなります。各主務省令で規定されることになるものです。

要するに、各省庁がマイナンバーの利用に利用する事務を拡大しやすくなったということになっております。

それでは条例の一部改正について説明いたします。1 ページをお願いします。

第 1 条については、改正による号ずれを修正するものでございます。

第 2 条の定義ですが、新たに 2 つの定義が加わります。

第 5 号の特定個人番号利用事務とは、特に特定個人番号の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして、主務省令で定めるものとなります。

第 6 号の利用特定個人情報とは、特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるものとなります。

第 4 条個人番号利用範囲では、別表第 2 の廃止に伴い、新たに第 4 条で定義することに変更するものであります。

第 5 条については第 1 条同様、改正による号ずれを修正するものでございます。

附則によりまして行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行日から施行するとなっております、令和 6 年 7 月までに施行される見込みでございます。以上で説明を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、一括して質疑を行います。質疑がある方は先に議案番号を告げてからお願いします。4 番議員、吉永秀俊君。

○4 番（吉永秀俊君）

議案第 62 号をお願いします。職員の費用弁償のことで、今回 1 万円が 1 万 2000 円ということになっておりますけれど、我々も 10 月に東京都に泊まったわけでございますが、全国各地それぞれ物価上昇しております。特に東京都は例外的に上がっています。私たちも 1 万円、以前やったら 8000 円とか 9000 円のホテルだったが今は 1 万円ではないような状況ですので、これ、以前は乙地、甲地と地区によって旅費、費用弁償が違ったんですが、今は全国一律になっておりますので、できれば東京都ぐらいの例外規定を作ってですよ、しないと職員はたぶんかわいそうですよ、東京の主張は。もう必ず赤字が出るのではないかと思いますけれど。東京都だけぐらいの例外規定ぐらい設けられませんか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今、旅費がパックで航空券とホテル代も込みでしておりますので。

それと、東京都だけではなく長崎市も高い所は 2 万円、ビジネスホテルがなっております。

どうしてもこう、うちは、東彼杵町は通勤と言うか、帰ることができるんですが、離島の方が大変なんです。2 時間の会議に 1 泊 2 日必ずそういうことになって、非常に旅費がかさむということでお話になっております。

東京都例外というのがなかなか厳しい状況でございます、やはり旅費というのは統一で、昔は甲と乙、吉永議員おっしゃったようにありましたが、今、地方でも東京だけじゃないです。特に長崎市などもすごく上がっています。祭りとか集中した時は 2 万円です、ビジネスで。

だからそういう形で、なるべく皆さんにご負担をかけないようにしたいと思うのですが、とりあえず、他所の状況等も踏まえて、このぐらいの金額でなっておりますので、ご協力をいただければなと思っております。

しかし、状況によっては、また町内、市町村の関係を聞きながらお願いをしたいという時もあると思いますが、今回は 1 万 2000 円をお願いをしたいということでございます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

今、町長からも一言言葉が述べられましたけれど、近隣の市町村、特に波佐見町、川棚町の状況はどうなっているのか調査されたのでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

調査をしていませんけれど、町長同士話し合う時に、向こうもやはり 1 万円でしたので、大体このぐらいの値上げをするのではないかと考えています。

調査をする時はまたお聞きしてですよ、今、休憩をしていただければすぐ聞いてこれますけれど。

○議長（浪瀬真吾君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 9 時 52 分）

再 開（午前 9 時 56 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

川棚町は、1 万 1000 円以内で実費となっています。波佐見町は、まだ甲乙分けた、吉永議員がおっしゃるように。甲が 1 万 1500 円、乙が 1 万円。川棚町は 1 万 1000 円ですけれど実費となっているのがどうなるのかですね。そういうことで改正をしたそうです。よろしくをお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

5 番議員、尾上庄次郎君。

○5 番（尾上庄次郎君）

議案の 63 号についてちょっとお聞きします。

この個人番号につまましてはですね、国の政策だろうと思っておりますけれど、今、東彼杵町です、国は今ポイント制とか何とかをいろいろつけて、こう、できるだけ全国民に個人ナンバーを登録するように指摘されているんですけど、今、東彼杵町もいつぐらいからだったかな、ちょっとこうできるだけ早くお願いしたいというような感じで進めておられたんですけど、今東彼杵町ではどのくらいのパーセンテージになっているのかちょっとお聞きします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今ですね、正確な数字がちょっとあれなんですけれど、大体 83% ぐらいのマイナンバーの交付をしているところでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

ないですね。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第 59 号、議案第 60 号、議案第 61 号、議案第 62 号、議案第 63 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 59 号、議案第 60 号、議案第 61 号、議案第 62 号、議案第 63 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 59 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 59 号東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 60 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 60 号職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 61 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 61 号東彼杵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 62 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 62 号職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 63 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 63 号東彼杵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 64 号 東彼杵町印鑑条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第 65 号 東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 7、議案第 64 号東彼杵町印鑑条例の一部を改正する条例、日程第 8、議案第 65 号東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、以上 2 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは議案第 64 号です。東彼杵町印鑑条例の一部を改正する条例でございますが、提案の理由といたしまして、デジタル社会の形成を図るため、関係法律の整備に関する法律施行に伴い、提出するものでございます。本件詳細につきましては町民課長の方に説明させます。

次に、議案第 65 号東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございますが、提案の理由といたしまして、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するために提案するものでございます。本件につきましては、税財政課長に説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。町民課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（小林竹哉君）

町長に代わりまして説明いたします。

次のページをおめくりください。

東彼杵町印鑑条例の第 15 条第 3 項になりますけれど、本町、コンビニの方で印鑑証明書を取ることができます。

その際にマイナンバーカード、プラスチックのカードのみの使用だけだったんですけど、これからは移動端末設備、携帯とかタブレットになりますけれども、利用者電子証明書を登録した携帯、タブレットでもコンビニの方で印鑑証明が取れるようになりますので、この分を一部改正しております。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

次に、町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

町長に代わり、議案第 65 号についてご説明いたします。

国の方で、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため健康保険に係る法律について改正がっており、その中で地方税法についても改正がなされました。地方税法では、出産する被保険者の負担軽減を図るため減額制度が新たに創設されておりますので、それに伴い東彼杵町国民健康保険税条例においても対応を行っております。

それでは、配布しております資料、東彼杵町国民健康保険税条例の改正概要をご覧ください。具体的な改正内容について、こちらでご説明いたします。

1 段目、条項欄では第 23 条第 3 項になります。議案のページは 1、2 ページになります。こちらでは、産前産後期間の保険税の免除措置について定めております。

出産被保険者、妊娠されたお母さんになりますが、妊娠された方分の国民健康保険税の均等割及び所得割について、出産の前月、出産月、産後 2 か月の合計 4 か月分、12 か月分の 4 か月分について減額を行います。なお、括弧で記載しておりますが、双子などの多胎妊娠の場合は、出産前 3 か

月から産後2か月まで計6か月分の減額をすることとなっております。

次の段、第24条の3です。議案のページは2ページ3ページになりますが、こちらは、減額には届出をしていただくことになっており、また出産予定日の6か月前から受付ができることを定めております。

最後に施行日になりますが、附則において令和6年1月1日、来年1月分の国民健康保険税から施行することとしております。説明については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いします。
6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

議案第65号をお願いします。

これの施行日が来年1月1日からとなっていますよね、税財政課長ね。

そうしますとね、現実問題をちょっと質問したいんです。

例えば1月1日に産まれる方はこの前、具体的に1月1日に産まれる、これはどうなんですかね。生まれてないと日にちがわかりませんよね、1月1日ということは。生まれてからじゃないと。その時の手続きはどのように具体的になるのか。その1月1日に生まれた方を想定してちょっと説明をお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

こちらはですね、出産日となっているんですけれど、一応予定日ということでよろしくなっております。出産予定日ですね。大体、母子手帳を取りに来られたりするので、その時に予定日がわかるので、そちらで計算いたします。

それでですね、先ほど大石議員の気にされているところなんですけれど、こちらも国の定めたことですのでどうしてもできないんですけれども、1月に産まれた方は12月分の減額が受けられません。なので3か月分しか減額はなりません。

ただですね、今こちらで調べたところでは、そういうちょっと不利になる方ですね、対象は東彼杵町内にはおられませんので、そういうことで申し述べます。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。1番議員、大安義和君。

○1番（大安義和君）

議案第64号について質問します。

2ページ目の3の項目でアンダーラインが引いてある真ん中、「同条第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る」と。これは、2Gで言うガラケーとい

うのはできないということですよね。当然、システム上、ガラケーが使えなくなりますけれど、それについて詳細の説明をお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

町民課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（小林竹哉君）

すみません、説明が行き届いておりませんで、そのとおりです。ガラケーではなくてスマートフォンになります。しかもスマートフォンの方が2種類ありまして、AndroidとiOS、iPhoneの方ですね。また、国の整備が行き届いておりませんで、iPhoneが対応できてなくて、リンゴのマークがついている携帯ですね。Androidのみの仕様になります。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第64号、議案第65号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第64号、議案第65号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第64号東彼杵町印鑑条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 65 号東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 9 | 議案第 66 号 | 東彼杵町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 10 | 議案第 67 号 | 東彼杵町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 11 | 議案第 68 号 | 東彼杵町農業集落排水事業及び漁業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 12 | 議案第 69 号 | 東彼杵町水道事業給水条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 13 | 議案第 70 号 | 東彼杵町水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例を廃止する条例 |

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 9、議案第 66 号東彼杵町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、日程第 10、議案第 67 号東彼杵町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、日程第 11、議案第 68 号東彼杵町農業集落排水事業及び漁業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例、日程第 12、議案第 69 号東彼杵町水道事業給水条例の一部を改正する条例、日程第 13、議案第 70 号東彼杵町水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例を廃止する条例、以上 5 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 66 号東彼杵町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、本案につきましては、農業集落と漁業集落排水につきまして、地方公営企業法を令和 6 年 4 月 1 日から適用するために条例の一部改正を行うためのものがございます。

次に議案第 67 号東彼杵町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございますが、これも同じく農業集落排水事業と漁業集落排水事業の地方公営企業法を令和 6 年 4 月 1 日から適用するために条例改正を行うものがございます。一部改正でございます。

議案第 68 号東彼杵町農業集落排水事業及び漁業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例でございますが、本案につきましても、地方公営企業法を適用するために条例の一部改正を行うものがございます。

議案第 69 号東彼杵町水道事業給水条例の一部を改正する条例でございますが、この件につきましては、水道事業が国土交通省並びに環境省に移管されることが決定をいたしておりますので、水道事業、給水条例の所定の改正を行う必要があるためをお願いするものがございます。

次に、議案第 70 号東彼杵町水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例を廃止する条例でございますが、本案につきましても、剰余金の処分等に関し、条例の定めるところにより、議会の議決を経て処分できることとするために条例廃止をするものがございます。それぞれの案件につきましては水道課長に説明をさせます。慎重審議の上、適正な決定を賜りますようよろしくお

願いたします。水道課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（岡木徳人君）

町長に代わりまして議案の内容をご説明いたします。

議案第 66 号から 68 号までにつきましては、先ほど町長が説明しましたように、農業集落排水事業及び漁業集落排水事業が令和 6 年 4 月 1 日から地方公営企業法の適用を受けることに伴いまして、それぞれの条例の一部に所定の改正を行うものであります。

まず、議案第 66 号東彼杵町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について内容をご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。

まず、第 1 条で設置について規定しておりますけれど、第 2 項中の（集落排水事業を除く。）とあるのを、農業集落排水事業及び漁業集落排水事業に改めます。

次に第 2 条第 3 項の下水道事業を公共下水道事業に改め、第 4 項に農業集落排水事業に係る経営の規模、それから第 5 項に漁業集落排水事業に係る経営の規模を加えます。

次に第 5 条につきましては、令和 5 年 5 月 8 日の地方自治法の一部改正によりまして条ずれが生じておりますので、今回それを反映して条文中の地方自治法第 243 条の 2 の 2 第 8 項を、第 243 条の 2 の 8 第 8 項に改めるものです。

本則の次に第 2 条関係の別表としまして農業集落排水事業及び漁業集落排水施設の名称と位置を追加いたします。

附則の 1 に施行期日としまして、令和 6 年 4 月 1 日からの施行ということにしております。

附則の 2 につきましては、東彼杵町農業集落排水事業特別会計条例（平成 5 年条例第 10 号）並びに東彼杵町漁業集落排水事業特別会計条例（平成 9 年条例第 18 号）の廃止を規定しております。

次に議案第 67 号をお願いいたします。

東彼杵町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について内容をご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。

第 2 条の施設の名称及び位置については、別表第 1 ということで規定しておりますけれど、先ほど議案第 66 号でご説明いたしましたのが、東彼杵町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例別表というふうに改めます。

第 4 条につきましては、町長を下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下管理者という。）に改めます。

第 5 条から第 18 条までは、第 4 条と同様に町長を管理者に改めます。

第 20 条の委任につきましては、規則で定めると規定しているものを、管理者が定めるに改めます。

附則で施行期日としましては、令和 6 年 4 月 1 日からの施行というふうにしております。

次に、議案第 68 号東彼杵町農業集落排水事業及び漁業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について内容をご説明します。こちらも新旧対照表をお願いいたします。

第 2 条につきまして本条例におきましては、下水道事業の管理者の権限を行う町長を以下、管理者というふうに規定をいたします。

このため、第2条に規定する管理者と同じ表現になり、混同を避けるために、この第2条の管理者につきましては管理人というふうに改めます。

次に第3条第2項、町長を下水道事業の管理者の権限を行う町長(以下、管理者という。)ふうに改めます。

第4条から第6条までにつきましては、第2条と同様に町長を管理者に改めます。

施行期日としましては、令和6年4月1日からの施行としております。以上が集落排水事業の地方公営企業法適用に係る部分の一部改正になります。

次に議案第69号東彼杵町水道事業給水条例の一部を改正する条例について内容をご説明いたします。

改正の趣旨としましては、先ほど町長がご説明しましたとおり、令和6年4月1日から水道事業の所管が、厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されます。それに伴いまして水道法の一部改正が行われることとなりますので、それに即して本町の給水条例につきましても所定の改正を行うものです。

新旧対照表をお願いいたします。

第5条の第1項及び第40条の第2項ただし書につきまして、厚生労働省令を国土交通省令に改めます。

施行日につきましては令和6年4月1日からの施行といたしております。

次に、議案第70号東彼杵町水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例を廃止する条例について説明いたします。

剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条第2項及び第3項の規定によりまして、条例の定めるところにより、または、議会の議決を経て行うものというふうに規定されております。

これまで本町におきましては、本条例の定めによりまして、減債積立金及び建設改良積立金のそれぞれに剰余金の20分の1、残りの20分の18を利益積立金に条例の規定に基づいて積み立てを行ってまいりました。

今後につきましては、施設の老朽化対策に必要な費用、そういうふうな将来の資金需要などを見据えた上でそれに必要な金額を算定し、剰余金の処分についてはその都度議会の承認を得る方法に改めたいと考えております。

このため、本条例につきましては廃止を行い、今後につきましては将来の資金需要を見据えて剰余金の処分計画を策定し、その都度議会の議決を得て処分を行いたいと考えております。

なお、この場合の議会の承認を得ることにつきましては、決算をもって剰余金の金額が決まりますので、決算の承認をお願いいたしております9月の議会におきまして決算の承認と併せて前年度の剰余金の処分計画案ということで議会にご説明を行った上で承認をお願いするという形になると思います。

また、これにつきましては令和5年度の決算からこのような方法に変更したいと考えておりますので、施行後につきましては、承認が得られた後の公布の日から施行するというようにいたしております。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長(浪瀬真吾君)

これから、一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いします。

ありませんか。1 番議員、大安義和君。

○1 番（大安義和君）

議案第 69 号についてご説明をお願いします。

2 ページ目、第 40 条の 2 項の一番最後のところ、「法第 16 条の 2 第 3 項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるときは、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない」。この給水装置の軽微な変更ということはどういうことでしょうか。説明をお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

水道課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（岡木徳人君）

この軽微な変更というのは、材質の変更とか、そういったところであるのではないかと認識しております。以上です。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

ないですね。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 66 号、議案第 67 号、議案第 68 号、議案第 69 号、議案第 70 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 66 号、議案第 67 号、議案第 68 号、議案第 69 号、議案第 70 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 66 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 66 号東彼杵町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 67 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 67 号東彼杵町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 68 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 68 号東彼杵町農業集落排水事業及び漁業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 69 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 69 号東彼杵町水道事業給水条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 70 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 70 号東彼杵町水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例を廃止する条例は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

暫時休憩（午前 10 時 29 分）

再 開（午前 10 時 40 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

最初にですね先ほどの議案第 58 号の件で町長より訂正の申し出があつておりますので許可します。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

すみません、議案第 58 号の付託になつた部分でございますけれども、吉永議員から質問がありましたながさき東そのぎ子どもの村小中学校、これもですね、該当をいたします。町内在住。そして町内から、他所の町の市立の中学校とかに行っている方もいらっしゃるものですから。それはもうながさき東そのぎ子どもの村小中学校も住所があれば該当するということに訂正をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（浪瀬真吾君）

4 番議員、吉永秀俊君。

○4 番（吉永秀俊君）

ながさき東そのぎ子どもの村小中学校場合は家族で移住された方が何世帯かいらっしゃいますね。だから、その子どもさんには出るということですよ。それで、寮とか単身で他に町外に住んで、町外に親子一緒とか。寮の方は出ないということですよ。よろしいですね。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

養育者がですよ、町内にいらっしゃらなければ寮では該当しないということになります。

ただ、今、うちの町はですね、中学校から私立の中学校に結構行っておられて、特にスポーツの関係もありますので、そういう形で。

最初、ちょっと一時的な、ながさき東そのぎ子どもの村小中学校と聞いて、色んなことがありましたものですから、ここでは言えませんが、もう本当に、その気持ち的にそういうことがちょっと走りまして申し訳なかったなと思っております。よろしくお願いします。

日程第 14 議案第 71 号 佐世保市及び東彼杵町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議について

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 14、議案第 71 号佐世保市及び東彼杵町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 71 号佐世保市及び東彼杵町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議についてでございますが、提案の理由といたしましては、佐世保市及び東彼杵町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約を変更することについて、提案をするものでございます。詳細につきましては総務課長から説明させますので、慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

議案第 71 号について説明させていただきます。

参考資料も使って説明をいたしますので、議案と併せてご準備をお願いいたします。

西九州させば広域都市圏連携事業につきましては、佐世保市が平成 30 年に連携中枢都市宣言を行い、佐賀県も含む近隣 12 の市町が平成 31 年 1 月に連携協約を締結、これは自治法に基づきます。同年 4 月から、圏域全体の経済と暮らしの向上を目的とした広域的な事業を展開しているものでございます。

具体的な取り組みとしては、都市ビジョンというものが策定をされておりますけれども、令和元年度から、令和5年度を計画期間とした第1期ビジョンが今年度で終期となっております。今年度次期ビジョンの策定に向けた、今、協議を進めているところでございますけれども、この度協議会で次期ビジョンの案が固まっております。現在、締結している協約については、来年6月1日に圏域の協議会で変更の議決がなされる予定でございます。その前に各自治体の議決を受ける必要があるために本件の審議をお願いするものでございます。

それでは参考資料の1ページをご覧ください。カラーの表を付けておるかと思いましたが、黄色の項目が、次期ビジョンで新たに取るものということになります。

議会の議決が必要となるのは、一番左側の欄の役割、その次施策とありますけれども、施策が変更があった時に、変更追加等があった時にですね、議会の議決が要ということになっておりまして、右側にも黄色ありますけれども、今回議決が必要となるのは施策の黄色、一番左側の圏域全体の経済の成長のけん引のところの①と⑤、これが新たに追加になったということで今回の提案となっております。

右側の方の黄色については、ビジョンというのを作成しまして、個別事業ありますけれども、本町が新たに取るものは今のところ赤丸で示した9事業となっております。

参考資料の3ページをお願いいたします。

参考資料3ページには、第1期ビジョンと第2期ビジョンの新旧対照表となっております、右側がこの場合新となっております。協議会で作った議案書、この場合右が新となっております。

第2期ビジョンでは第1期ビジョンの取り組み結果を踏まえて、最終的な目標を圏域人口だけでなく、経済総生産額、域内消費額を高めることを目的としております。

させば広域圏の目標としまして、平成31年1月1日に人口47万2,928人、これを令和22年に41万3,000人以上確保するというのがこの佐世保広域圏の目標でございます。

しかしながら人口が減少しております。そういった中でですね、域内で経済が循環し、域内の誰もが豊かに暮らすことができる圏域を目指すということを基本的な考えとしまして、第1期ビジョンでの役割・施策を維持しつつ、評価が低かった連携事業のスクラップアンドビルドを行い、全46事業から今回40事業絞りまして策定がされる状況でございます。

本町が参画する個別事業については全24事業、表の上に24と書いているのが、1ページ目の小さな表の右の上に24と書かれているものが個別事業の合計数でございます。

それでは、議案の別紙の方をお願いいたします。

連携協約の一部を変更する契約を掲載をしておりますが、先ほど申し上げましたように今回議決が必要なものは表の左側の施策分野を変更する場合で、今回二つの分野が追加されております。

1ページ目の表のこれが役割と言いますか、一番目に圏域全体の経済成長のけん引に関する取り組みの中の(1)産学官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略のための体制整備でございます。

その取り組み内容は産学官民一体となった懇談会等の設置及び西九州させば広域都市圏ビジョンの進捗に関することとしており、市町の役割については、甲が佐世保市、乙が東彼杵町となります。

もう一つの新規追加の施策は、2ページの中段(5)のその他圏域全体の経済成長のけん引に関する

る施策でございます。その取り組み内容としましては GX です、グリーントランスフォーメーション関連の取り組みなど圏域全体の経済成長をけん引するための取り組みに関することとしておりまして、役割については同様でございます。

その他の分野については議決を要しませんが、文言の修正等、軽微な変更をしておりますので、詳細につきましては、3 ページ、先ほどの参考資料 3 ページの新旧対照表でご確認をいただきますようお願いいたします。

附則で、この連携協約は令和 6 年 4 月 1 日から施行するということになっております。

この協約そのものは来年の 1 月に佐世保圏協議会の首長会がありますけれど、そこで決定されるということでございます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

これから質疑を行います。7 番議員、口木俊二君。

○7 番（口木俊二君）

今の協定を結んでから 5 年ぐらいですかね、経っているわけですがけれど、令和 5 年度は何回ほどの協議をされたのか。

それと、今まで入って東彼杵町にメリットのあった事業、目に見えてメリットがあった事業がもしわかったらちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

協議については、首長会議を指すものと思いますけれど、今年度 2 回開催をされています。来年度 1 月も含めて 3 回の予定でございます。

もう一点の主だった事業と成果のある事業ということを申し上げますけれど、まず、圏域全体で申し上げますと、第 1 期の総括ということでもまとめられております。表の中に役割とありますね、ア、イ、ウと一番左側に、見にくいんですけど。ア、イ、ウ、この 3 項目が大きなタイトル、役割になっております。見にくくて申し訳ありませんけれど。このうち 2 つが達成をしております。これ、圏域全体の話ですけど。ア、イ、ウ。

参考資料の 1 ページ目の、一番左側に役割とありますけれど、このア、イ、ウですね。これと言うと、アとイが達成して、ウが未達成となっております。達成率が 66.6%です。

中段の施策については、この表は新しい施策ですのでありませんけれど、9 施策のうち 3 施策が達成したということで、圏域全体ではなっております。

本町独自のということで申し上げます。

第 1 期ビジョンというのは全部で 25 事業がございます。そのうちですね、各評価は各市町の担当者がするようになっております。5 段階評価をするようになっておりまして、評価が特にあったというのが 5 点評価なんですけど、それが 0 件でした。0 件でした。4 点というのが 8 件ございまし

た。3点というのが12件ございました。2点評価が4件ございました。1点評価というのが1件ございました。

特に、この佐世保広域が始まってすぐコロナが発生した関係上、どうしても成果が上がらなかったというのが少し要因の一部になっているところがございますけれど、職員間の交流とかですね、そういった派遣事業もするという事で協約になっておりますけれど、なかなかそこまで行き着かなかったというのがこの要因ということになっております。簡単ですけれど以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第71号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第71号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第71号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第71号佐世保市及び東彼杵町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議については、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第72号 東彼杵町基本構想の策定について

○議長（浪瀬真吾君）

日程第15、議案第72号東彼杵町基本構想の策定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第72号東彼杵町基本構想の策定についてでございますが、提案の理由といたしましては、下記に示しておりますとおり、令和6年度を初年度とする東彼杵町基本構想を定めるために本案を提出するものでございます。詳細につきましては、総務課長に説明をさせます。慎重に審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

議案第 72 号について説明をいたします。こちらも参考資料をつけております併せてお願いをいたします。

まずはその参考資料の 1 ページをお願いいたします。参考資料の 1 ページをお願いいたします。

こちらに記載のとおり、総合計画はまちづくりの根幹となるもので、なる計画で、10 年後の目指す将来像を定め、10 年間のまちづくりの方針を定めるものでございます。町の、いわゆる最上位計画ということで位置付けているところでございます。

現行の計画第 5 次総合計画は、平成 26 年から今年度、令和 5 年度まで 10 年間を計画期間として、まちの将来像を、小さくても誇りを持って輝くまち。基本理念を、今を未来へ、10 年後も今のままでいいと言えるまちとして掲げ、様々な事業を進めてまいりました。現行計画が終期となることから、令和 4 年度から次期総合計画の策定に取り組んでいるところでございます。

2 ページをお願いいたします。

○——△——

暫時休憩をお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 57 分）

再 開（午前 10 時 58 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

大変失礼をいたしました。

まず参考資料の 1 ページをお願いをいたします。

こちらに記載のとおり総合計画のまちづくりの根幹となる総合計画は根幹となるもので、10 年後の目指す将来像を定め、10 年間のまちづくりの方針を定めるものです。町の、いわゆる最上位計画に位置付けられております。

現行計画の第 5 次総合計画は、平成 26 年度から今年度までの 10 年間を計画期間として、まちの将来像を、小さくても誇りを持って輝くまち。基本理念を、今を未来へ 10 年後も今のままでいいと言えるまちへとして掲げ、様々な事業を進めてまいりました。

現行計画が計画終期となるため、令和 4 年度から次期総合計画の策定に取り組んでいるところでございます。

参考資料 2 ページお願いいたします。

第 6 次総合計画は、三つの策定方針を設定し、計画書の構成は、本町のあるべき姿に向けた目標

である基本構想とその目標を達成するための基本的施策を総合的かつ計画的に示した基本計画で構成することとしております。

今回の条例につき、今回の条例に基づき審議いただくのがこの基本構想となります。

なお、基本計画につきましては、基本構想が議決後、来年3月完成を目途に策定を進める予定となっております。

次のページをお願いいたします。

5、策定に当たっての組織でございます。今回の基本構想案の策定では、役場内部で係長級の庁内検討委員会、課長級の総合計画策定委員会を設置し、素案の検討協議を行い、最終的な素案の決定は、学識経験者や町議会議員、関係行政機関の職員、関係団体町民等で構成した東彼杵町振興懇話会で審議を行っております。

次に、6、策定にあたっての取り組みでございます。

策定にあたりましては、多くの町民の皆さまの意見を聞き計画へ反映するために各種アンケートやヒアリング、ワークショップなど開催をいたしております。

詳細は3ページから5ページにかけて記載しておりますので、お読み取りいただければと思います。

次に6ページになります。これまでの取り組みを時系列に並べたものになります。

7ページは、今後のスケジュールとなっておりますが、ここで修正をお願いいたします。

令和5年1月以降につきましては、全て、そこから以降令和6年の誤りでございます。確認が漏れておりました。大変申し訳ございませんでした。

以上が参考資料の説明で、次に審議いただく基本構想についてご説明いたしますので、議案の方をお願いいたします。

議案書の次のページから現在策定しております総合計画の完成図を、完成版をイメージで作成したのものになります。

表紙をめくっていただくと目次があります。おわかりのとおり、序論と基本構想に分けているのがわかるかと思いますが、次のページから序論としまして、総合計画の概要や東彼杵町を取り巻く現状、アンケート結果などを基にした構成となっておりますが、特に、子どもさんからお年寄りまでどなたでも理解していただけるように、文字数を極力抑え、表やイラストなど多めに使いながら、わかりやすさをポイントに整理をいたしました。

飛びまして14ページをご覧ください。こちらが本来の基本構想となります。

ここでは基本構想の構成を示しております、現計画のスタイルを踏襲しました。まちの将来像、基本理念、2033年のひと・まちの姿、この3項目で構成をいたしております。

まず、まちの将来像ですが、現行計画では10年後の目標として設定しておりましたが、次期計画では、東彼杵町が目指していく普遍的な姿として設定することといたしました。

まちの将来像の定着を図り、町全体が一丸となったまちづくりをぶれることなく推進していきたいと考えております。

次に、基本理念です。町民、行政、地域が一丸となって、総合計画の取り組みを進めるために、共通して心に留めておくキャッチコピーとして、これから10年間の取り組みの指標と位置付けております。

そして2033年のひと・まちの姿は10年後の将来像をよりわかりやすく3つの姿に分けたものとしています。

それでは15ページをお願いいたします。まちの将来像(案)と基本理念(案)について併せて説明をいたします。

15ページのまちの将来像は、現行計画の小さくても、誇りを持って輝くまちをそのまま引き継ぎ、16ページの基本理念案は、現行計画の今を未来へ、10年後も今のままでいいと言えるまちづくりから、ずっと暮らし続けたいまちづくり～子どもたちの笑顔のために～に変更をいたしております。

それぞれに込めた思いなどは記載のとおりとなっておりますが、現行計画下で様々な施策をしてきた10年間でまちづくりにおいて、行政だけでなく、町民や地域など具体的な取り組みが生まれ、根付いてきております。町外や県外から東彼杵町が注目されてきているのも最近を感じる場面が多くなってきております。人口減少には歯止めはかかっておりませんが、社会増減が改善をしております。緩やかではありますが、一定の成果が出ているものと認識をしております。

一方で、社会情勢は新型コロナウイルス感染症の発生からロシアのウクライナ侵攻など物価高騰等々、めまぐるしく変化をいたしております。

このような中で、小さくても、誇りを持って輝く町という言葉は長期的なビジョンとして、どのような時代であっても対応できる包容力を持っていて、誰もが自分事として捉えられ、想像が膨らむキャッチフレーズではないかと考えております。

このことは、振興懇話会においてもおおむね好意的な意見を頂いております。東彼杵町が目指していく普遍的な姿としてふさわしい、前計画からの継続性も表現できるこのキャッチフレーズを引き続き将来像として設定したいと思っております。

これに対し、基本理念は、ずっと暮らし続けたいまちづくり～子どもたちの笑顔のために～で変更することといたしております。

現行の基本理念である今を未来へ10年後も今のままでいいというまちづくりの下で、行政だけではなく住民も主体となった様々な取り組みを進めたいことで、ずっと暮らし続けたいと感じる町へ成長していると感じております。

これからの10年は未来を担う子どもたちに一歩進んだ取り組みを進めていきたいと、そういった思いもありまして、今のままでいいという、少し消極的な印象がある現行基本理念を社会情勢の変化に対応したキャッチコピーに変更するものでございます。

次に17ページをお願いいたします。

2033年のひと・まちの姿として、将来像を目標に基本理念に沿った取り組みを進めていくことで、10年後どのようなひと・まちの姿になって欲しいか、3つに分けて表現をいたしました。

町民アンケートやワークショップなどから寄せられた課題感から、快適な暮らしにぎわうまち、豊かなこころ温かいまち、つながるひと持続するまちとさせていただいております。

最後に、18ページをご覧ください。

まちづくり分野の共通の考え方で、SDGsの推進、そしてDXの推進を図っていくものとしております。早口になりましたけれども、以上で議案の説明とさせていただきます。

○議長(浪瀬真吾君)

これから、質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 72 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 16 議案第 73 号 令和 5 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 16、議案第 73 号令和 5 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 73 号令和 5 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）でございます。

歳入歳出それぞれ 2 億 4679 万 6000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 67 億 8473 万 6000 円とするものでございます。

提案の理由といたしましては、地域力創造アドバイザー業務委託料や水源試錐工事などで 6800 万 1000 円。それと低所得世帯支援枠等の電力・ガス、それから食料品等の価格高騰重点支援給付金などが 1 億 1283 万 6000 円でございます。

歳入の主なものでございますが、繰入金が 4197 万 8000 円、繰越金が 1 億 5325 万 2000 円となっているところでございます。詳細につきましては、税財政課長に説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

町長に代わり議案第 73 号についてご説明いたします。

それでは、議案書 18 ページをお開きください。3 番歳出からご説明いたします。

まず、このページを含めまして、人件費については、給与表の改定によるものや人事異動などにより増減を行っております。そちらについては説明を省略いたします。

20 ページをお願いします。2 款 1 項 3 目財政管理費 11 節役務費と 13 節使用料及び賃借料は、ふるさと納税関連費用になりますが、不足見込みから返礼品配送料 200 万円とシステム利用料 800 万円をそれぞれ追加しております。

10 目地域づくり推進事業費 12 節委託料の地域力創造アドバイザー業務委託料は、地域資源を活用した新たな活性化事業を行うことを目的に、総務省が実施している外部専門家招聘制度を利用するため委託費用として 565 万円を計上いたしました。なお、こちらは全額特別交付税措置がなされず。

11 目企業誘致対策事業費 14 節工事請負費は、先日ご説明いたしました水源調査の工事費用を計上しております。

飛びまして 24 ページをお願いいたします。3 款 1 項 1 目社会福祉総務費 27 節繰出金は、介護保

険事業特別会計における委託費用減額などに伴い繰出金を 228 万 2000 円減額いたしました。

3 目障害福祉費 19 節扶助費では、補装具給付費用や医療費給付費用などに不足見込みから節全体で 1301 万 7000 円追加しています。22 節償還金利子及び割引料では、障害者医療費など国県からの前年度補助金を精算により返還する必要があるため、合わせて 149 万 4000 円追加いたしました。

25 ページの 3 款 1 項 4 目福祉センター費 10 節需用費は、総合会館福祉センター分の光熱費について見込みから不足分 174 万 6000 円を追加いたしました。

7 目住民税非課税世帯等特別給付金事業の 3 節職員手当等から 19 節扶助費までは、国の物価高騰対策として報道でもあっておりますが、非課税世帯に対し給付事業を行います。19 節扶助費の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支給給付金では、一世帯あたり 7 万円の給付を行う費用として 7350 万円を追加いたしました。

26 ページをお願いします。3 款 1 項 1 目児童福祉総務費の 19 節扶助費では、子ども福祉医療について給付見込みから不足分 200 万円を追加いたしました。

その下、2 目児童運営費 22 節償還金利子及び割引料では、子ども・子育て支援交付金などの国県の前年度補助金について精算し返還を行うため合計で 1840 万円を追加いたしました。

6 目子育て世帯臨時特別給付事業費 22 節償還金利子及び割引料でも、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金について前年度精算をし返還を行うため 115 万 6000 円を追加しています。

27 ページ、4 款 1 項 2 目予防費の 22 節償還金利子及び割引料につきましても、緊急風しん抗体検査等事業費補助金など保健衛生事業の補助金について前年度を精算し返還を行うため合計で 1295 万 6000 円を追加いたしました。

28 ページをお願いいたします。4 款 1 項 3 目環境衛生費 18 節負担金補助及び交付金では、国の物価高騰対策として地方創生臨時交付金が追加交付されることとなったため、水道使用料減免継続の財源として水道事業会計への繰出し費用 1306 万 6000 円を追加いたしました。

その下、4 目保健センター費の 10 節需用費では、保健センターの光熱費について不足見込みから 78 万 5000 円追加しております。

30 ページをお願いいたします。6 款 1 項 1 目農業委員会費 1 節報酬は、農業委員報酬などの財源となる農地利用最適化交付金において報酬加算の見直しがあったことから委員報酬追加費用として合計で 418 万 1000 円追加いたしました。

3 目農業振興費の 3 節職員手当等 10 万円から 12 節委託料 131 万 3000 円までと、次のページの 18 節負担金補助及び交付金のそのぎ茶販路拡大促進支援事業補助金 124 万円は、そのぎ茶啓発のための PR やイベント事業を計画しその費用として追加いたしました。同じく 18 節負担金補助及び交付金の施設園芸等農家燃油価格高騰対策緊急支援事業補助金は、施設園芸等農家に対し燃料価格高騰対策としてリッターあたり 10 円の助成を行うため 580 万円を追加いたしました。その下の優良肉用子牛生産推進緊急対策事業補助金は、子牛の販売価格が下落し繁殖牛農家に影響が大きいことから子牛 1 頭あたり 2 万円の助成を行うため 330 万円を追加しています。次の、東彼杵町飼料価格高騰緊急対策事業補助金は、飼料価格高騰の影響を受けている畜産農家に対し県が飼料 1 t あたり 200 円の積立金支援を行いますので、町も同額の上乗せ助成を行うため 195 万 2000 円を追加いたしました。堆肥ペレット化施設機械導入事業負担金は、JA が導入する堆肥ペレット化機器に対し

て国県と諫早大村東彼3町で助成を行いますので、負担費用として89万2000円を追加しております。

4目土地改良事業費18節負担金補助及び交付金の県営自然災害防止事業負担金は、県が行っている坂本地区災害防止工事になりますが、工事費用が増額となることから負担費用200万円を追加いたしました。

34ページをお願いします。7款1項1目商工総務費3節職員手当等は、イベント出務のため時間外勤務手当が不足しており、その他手当も合計して節全体では84万2000円を追加しました。

3目観光費12節委託料は、旧海水浴場近辺の松の木に対して当初見込みを上回る松枯れ対策が必要となったため、予防薬注入費用と伐倒費用を合わせて340万6000円を追加しております。

38ページをお願いいたします。8款4項1目港湾管理費18節負担金補助及び交付金の彼杵港社会資本整備総合交付金事業負担金は、県において新たにみなとぼしの改良工事を行うことになりましたので、町負担金として366万円を追加いたしました。その下の県単独改修事業負担金は、県がシーサイド公園において照明の設計業務を行いますので、町の負担分として117万円を追加しています。

39ページになります。8款5項2目公共下水道費18節負担金補助及び交付金は、公共下水道事業会計で人件費など減額補正を行いますので、繰出費用851万9000円を減額しました。

40ページをお願いします。8款6項1目住宅管理費14節工事請負費の維持管理工事では、セントラルハイツの外壁補修工事費用が当初見込みから増額となることから追加費用として189万2000円を追加いたしました。

43ページをお願いいたします。10款1項2目事務局費22節償還金利子及び割引料の公立学校情報機器整備費補助金返還金は、東彼3町共同申請で実施した情報機器リース事業において、受給者であるリース業者の消費税仕入控除税額が確定し契約に基づく消費税分の補助金返還を行うため147万7000円追加いたしました。

48ページになります。10款6項2目体育施設費10節公有財産購入費は、彼杵児童体育館駐車場拡張のための用地費として1110万円追加しております。

49ページになります。10款7項1目学校給食共同調理場費14節工事請負費では、空調設備設置工事が完了し執行残528万円を減額いたしました。歳出については以上となります。

次に8ページをお願いいたします。2番歳入になります。

9ページの方に移っていただいて、16款1項1目民生費国庫負担金は、障害者関係の給付費用について国の負担分を計上し、合わせて335万8000円を計上いたしました。また県支出金の方でも同様に追加しております。

10ページをお願いいたします。16款2項1目総務費国庫補助金は、マイナンバー関連について人件費とシステム改修費用の国の負担分を計上し、合わせて368万1000円追加いたしました。

12ページをお願いいたします。17款2項1目総務費県補助金は、水源試験工事の県補助になり1000万円を追加いたしました。

その下、2目民生費県補助金は、福祉医療費について県の負担分を計上し、合わせて368万6000円追加いたしました。

4目農林水産業費県補助金は、農地利用最適化交付金見込額などから578万9000円追加してお

ります。

13 ページになります。19 款 1 項 3 目ふるさとまちづくり応援寄附金は、寄附金収入として 1000 万円を追加計上いたしました。

14 ページをお願いいたします。20 款 1 項 3 目ふるさと創生事業基金繰入金は、水源試錐工事やそのぎ茶プレミアム戦略事業の財源として 3631 万 3000 円を基金繰入れいたしました。

5 目教育文化施設整備基金繰入金は、体育館駐車場用地費の財源として 1110 万円を基金繰入れとしております。

15 ページをお願いいたします。21 款 1 項 1 目繰越金は、今回の補正の財源として 1 億 5325 万 2000 円を前年度繰越金から追加いたしました。

16 ページをお願いいたします。22 款 6 項 4 目過年度収入は、低所得者保険料軽減国費負担金や子どものための教育・保育給付費など前年度事業の精算を行い追加交付分の収入として合わせて 1488 万 4000 円を追加計上いたしました。

17 ページになります。23 款 1 項 2 目土木債の 3 節港湾整備事業債は、彼杵港社会資本整備総合交付金事業の財源としておりましたが、県と協議の結果により 6 節の防災・減災・国土強靱化緊急対策事業の起債メニューへ変更しております。また、追加工事費用を予算計上いたしましたので合わせて 850 万円を追加いたしました。歳入については以上でございます。

次は 4 ページをお願いいたします。第 2 表繰越明許費補正です。水源試錐工事につきましては、年度内に完了しない見込みのため繰越しをお願いするものです。

5 ページになります。第 3 表地方債補正です。起債の目的に書かれている 3 事業につきまして、表のとおり限度額等の補正を行っております。

最後に、戻っていただいて、1 ページから 3 ページの第 1 表、6 ページ、7 ページの事項別明細書、50 ページ以降の給与費明細書は、ただいま説明した金額の積み上げですので説明を省略いたします。説明については以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。

3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

歳出の 27 ページをお願いします。

新型コロナワクチンがですよ、補助金が返還になっていますが、今のところはある程度落ち着いているのかなと思うんですけど、町の方針としてはですよ、ワクチン接種を進められるのか、どちらかですね。もう個人に委ねられるのか。大分減っているみたいで、たぶん受ける方が少ないのかなと思っているんですが、その辺の回答をお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今回まで国の助成で行いますが、それ以降は個人で、個別接種になるということでお聞きをいたしております。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

あと一点お尋ねがあるんですけど、12 ページのですよ、17 款 2 項 1 目の半導体・医療関連企業誘致可能性調査補助金は、先ほど税財政課長から井戸の分と聞いたんですけど、例えば、これ以外の部分でもし使った場合、これは大丈夫なんでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは、ここに書いているとおり試錐の試験だけです。先ほど財政課長が言いましたけれど、4500 万円投入しますけれども、1000 万が限度額、2 分の 1 で 1000 万円限度となっているものですから。そういうことで、ちょっと町単持ち出しが多いんですが。

この前説明しましたように、なんらか町としても、今、動きをしたいと思っております。お願いをしているところでございます。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

この井戸がですよ、例えば商業施設が使った場合も、この補助金をもらえるのでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは今回だけで、1 回きりで終わりでございまして、それを見ながらどう県が判断をしていたかですね。どういう企業が来るか。半導体がもし厳しいならまた違うあれを、水を使う企業とかですね。そういうのがあると思います。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

ないですね。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 73 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 17 議案第 74 号 令和 5 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計補正予算
(第 1 号)

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 17、議案第 74 号令和 5 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計補正予算(第 1 号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは議案第 74 号令和 5 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計補正予算（第 1 号）でございますが、提案の理由といたしましては、診察所経営者、医師ですね、公募事業に関する用地購入費でございまして、これは以前ご説明を申し上げました実松医院の跡地になると思っておりますが、1667 万 2000 円を予算を計上させていただいております。詳細につきましては、税財政課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

町長に代わりまして議案第 74 号についてご説明いたします。

それでは、議案書 6 ページをお開きください。3 番歳出になります。

2 款 1 項 1 目用地取得造成費では、公募事業として蔵本郷の診療所用地の購入費用を計上し 1667 万 2000 円を追加しております。

戻って 5 ページをお願いいたします。2 番歳入でございます。

2 款 1 項 1 目土地開発基金繰入金は、今回の補正の財源として 1667 万 2000 円を土地開発基金から繰り入れております。

歳入歳出については以上でございます。1 ページから 4 ページの第 1 表及び事項別明細書は、歳入歳出の積上げですので説明を省略いたします。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

2 点ほどちょっと当初、この 1662 万円というのは土地代だけですね。

上の部分の建物、これはまずどのようになっているのか。この辺ところ関連がありますので、お尋ねしたいと思います。

2 点目はですね、あくまでもここに、提案の理由で書いてありますように、診察所経営者（医師）公募事業というふうに書いてありますが、これが一番ポイントなんですね。ここが、公募の目処、これから公募するわけですから、その目処がついているかということ、目処はついていないと言われるでしょうけれど、もしその目処がつかなかった場合のリスクというのがですよ、なかった場合、この土地・建物が町の負の遺産となるリスクがあるのではないかなと懸念されるわけですね。

そういった場合の対策についても、やはり町としては考えておかなければいけないのではないかと思うんですけども、この 2 点について町長の見解をお聞かせください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

お答えいたします。これは先ほど大石議員がおっしゃったように土地代だけでございまして、この金額はですね。建物につきましては今交渉中でございます。

それで、この診察というものが、今、機器としてはですね非常に新しいのをまだ入れられたばかり

だそうでございますので、あとそのまま私たちが寄附を受けるのか。あと、その金額が少し、本来なら解体しての土地をもらうというのが筋でございますが、医師の募集とか掲げておりますので、金額に関しましては、今交渉中でございますけれども、原則的に建物は無償で、あとどのくらいの交渉になるかですね。向こうが少し上乗せをしていただけるのか。そういう、今交渉の途中でございます。

それと、公募につきましてはですね、まだちょっと医師会の方に今お願いをいたしております、実は情報はあちこちあるんですが、一応ここが定まらないと正式な交渉もいきませんが。もし駄目ならですよ、土地を買ってどうするのかという構想もございまして、全力でこちらの医師の募集に入りますが。今ここで私が言っているのかどうか分かりませんが、もう将来的には宅地以外にはないのかと、土地がですね、もし駄目なら、医師会がお医者さんがどうしてもこれない。

ただ、私は全力的に他所の町にでもですね、医師会を通じてインターンの方とか大学で週に2日ぐらいでも来ていただければですね。今、声をお聞きしますのは、とにかく整形外科、そのまま大きな病院に行くのじゃなくて、ちょっと腰が痛いとか、膝が痛いとか、それを診ていただけるお医者さんが非常に助かったと。実松先生はですね、自分で来れないから迎えにまで行ってされていたんですよ、往診も兼ねて病院にですね。

だから、そういうことで、ちょっと、今大分あちこち手をあたっていますが、まずここを確定させていただいて、そういう形で全力で取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

一番望ましいのは、実松整形外科に町長が公募して整形外科の先生が来ていただく。隔週でもいいです。これ、一番望ましい。

2番目、町長が言われている最悪来られなかった時には、解体をして更地にして住宅地で、その方法を考えるということをしなないといけないですけども。

解体費用はですね、私は関係者の、その方の関係者に聞いたところ、約1000万円掛かるということに私に説明をされました。

で、1000万円掛かった時に、当然、契約はですよ、これも私が言っているのかどうか分かりませんが、聞いた話ということで説明しますけれども、土地は別の人ですもんね。実松さん以外の、実松さんはその土地に建物を建てた。退去する時に更地にして返すというのが実松さんの契約だったそうです。

それで、今度解体するとすると約1000万円ということで、1000万円は出せないけれども、その半額程度を、程度は、金額は定かじゃないですけど、町の方にしたいということもありましたんで。そうすると町の負担は減ってくる。こういうことを詰めてですね、是非、外科の人が最悪にして来なかった時、更地にして、次何かの方法を、住宅地として売却するという方法を、是非、頭の中に置きながら、町民の負担を軽減していくこの方策をですね、是非、処置対策を講じてやっていただきたいなと思っておりますが、町長、いかがですかね。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実はですね、実松医院さんがまだできられてから 30 年ぐらいで、建物はまだしっかりされているんですよ。どうしてもお医者さんが決まらなければ、私の考えとしてはシェアハウスみたいにするよ、まずは、しばらくは使えるところを使わせていただいて。ただ、解体費用については、先に、申し訳ないんですがそういう費用面はお願いをしたり、交渉しながら。

しかし、急に、もうもったいないもんですから、そのまま譲り受け負うならそういう考えで。アパートというか、なんて言いますかね、住んでいただけるような。入院施設用にできていたもんですからね。今はまだ新しいもんですから。もらったうえにそういう形でしばらくは利用をさせていただければなと考えております。

とにかく、そういう派遣をしていただくお医者さんとか、本当は一番良かったのは小児科とか、そういう先生ですが。

前、吉永議員もおっしゃったんですけれども、医学の専攻がですね、産科・婦人科・小児科、これが一番やはり、今、避けられるそうです。というのは、24 時間体制、おまけに裁判ざたが多いということですね。私のいとも小倉に外科の方で開業をしているんですが、そういう、長大の方もですね、状況でございますので。

なるべくなら整形外科、そうでなければ、例えば内科でも、もしよければですね。今、県内だけじゃなくて県外も紹介をいただいておりますので、まず交渉をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（浪瀬真吾君）

4 番議員、吉永秀俊君。

○4 番（吉永秀俊君）

跡地にですね、医師免許を持った方が入られるのが理想なんですけれど、今、町長おっしゃったように、万が一そういうことができない場合、シェアハウスとおっしゃったんですけれど、私のもう一つの発想として、長崎県にですね、整体師さん、針灸マッサージ、そういう総合的なものは長崎市もないんですよ。できればあそこにですよ、はりやさんもいらっしゃる、マッサージやさんもいらっしゃる、お灸やさんがいらっしゃるという、そういう施設を作れば、私、結構ね、県内でも稀な存在になるんじゃないかと。お医者さん以外の、そういったものの集合、3、4 か所していただく。そうすれば、来る人もですね、たぶん、そういうメリットがあるんじゃないかと思って。そういうこともちょっと発想の一つに入れておいてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

そういうのも含めてですよ、もうちょっと門戸を広くして、もう第一義的にはお医者さんですけれども、駄目なら 2 段、3 段手を打っていかなければ、ちょっともったいないような気がいたしますので、そういう形で進めていきたいと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 74 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 18 議案第 75 号 令和 5 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第 1 号)

日程第 19 議案第 76 号 令和 5 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 18、議案第 75 号令和 5 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)、日程第 19、議案第 76 号令和 5 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)、以上 2 議案を一括議題とします。本案について、提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 75 号、令和 5 年度東町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) でございますが、歳入歳出それぞれ 239 万 5000 円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 11 億 4739 万 5000 円とするものでございます。

提案の理由といたしましては、歳出は、国民健康保険税システム改修業務委託料 178 万 2000 円、歳入の主なものは、繰越金 237 万円を計上いたしているところでございます。詳細につきましては、長寿ほけん課長に説明させます。

次に、議案第 76 号令和 5 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) でございますが、予算の総額に歳入歳出それぞれ 995 万 4000 円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 億 5584 万 3000 円とするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、精算に伴う返還金として諸支出金 1141 万円、歳入の主なものにつきましては、繰越金に 1228 万 2000 円を追加計上するものでございます。詳細につきましては長寿ほけん課長に説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。長寿ほけん課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

議案第 75 号令和 5 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) につきまして、町長に代わり説明を加えます。

それでは、資料の 7 ページ歳出をご覧ください。このページ以降は歳出の部分になります。

まず、1 款 1 項 1 目一般管理費につきましては、産前産後期間の保険税軽減に伴う国民健康保険税システム改修業務委託料として 178 万 2000 円を計上しております。

8 ページをお願いします。2 款 4 項 1 目出産育児一時金につきましては、国庫補助金が交付されることに伴う財源更正となっております。

9 ページをお願いします。8 款 1 項 4 目その他償還金につきましては、額が確定したことによる償還金を計上しております。内訳としまして、特定健康診査等負担金償還金に 33 万 6000 円、特別

調整交付金に 22 万 8000 円、保険者努力支援制度交付金償還金に 4 万 9000 円、合わせて 61 万 3000 円となります。

続きまして、5 ページをお願いいたします。歳入になります。

3 款 1 項 2 目出産育児一時金臨時補助金につきまして、出産育児一時金が今年度から 50 万円に増額されたことに伴う国庫補助金として 2 万 5000 円を計上しております。

6 ページをお願いいたします。7 款 1 項 1 目 繰越金につきまして、システム改修委託料及び償還金の財源として、前年度繰越金から 237 万円を計上しております。

戻りまして 1 ページから 2 ページの第 1 表、3 ページから 4 ページの事項別明細については、これまでの説明の積み上げですので説明を省略いたします。

引き続き、議案第 76 号令和 5 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、町長に代わり説明を加えます。

それでは、資料の 10 ページをお願いいたします。このページ以降は歳出の部分になります。

1 款 1 項 1 目一般管理費につきましては、令和 6 年度介護保険制度改正に伴うシステム改修業務委託料として 105 万 6000 円を計上しております。

11 ページをお願いいたします。1 款 3 項 2 目認定調査等費につきまして、給与改定に伴い、訪問調査に従事する職員の報酬及び共済費を 11 万 4000 円計上しております。

12 ページをお願いいたします。1 款 5 項 2 目計画策定委員会費につきまして、令和 6 年度からの第 9 期介護保険事業計画等につきまして、12 節委託料、当初業務委託を予定しておりましたが、職員が直接策定を行うということで、350 万円を減額しております。

13 ページをお願いいたします。5 款 1 項 1 目介護予防事業・日常生活支援総合事業費につきまして、こちらも給与表の改定に伴う増額及びいきいき百歳体操の取組団体増加に伴う補助金の追加、合わせて 26 万 4000 円を計上しております。

14 ページをお願いいたします。5 款 2 項 2 目総合相談事業費につきまして、不足が見込まれる時間外手当を計上しております。

また、5 款 2 項 6 目社会保障充実費及び 15 ページ 5 款 3 項 1 目介護予防支援事業費につきましては、これまでと同様に、給与改定に伴う不足額を計上しております。

16 ページをお願いします。7 款 1 項 1 目償還金につきまして、令和 4 年度介護給付費負担金精算により生じる返還金を 1025 万 5000 円及び令和 4 年度長崎県介護給付費負担金精算により生じる返還金を 115 万 5000 円、それぞれ計上しております。

5 ページをお願いします。歳入となります。

3 款 2 項 1 目地域支援介護予防事業交付金につきましては、2 万 1000 円追加計上しております。こちらは、歳出、介護予防・日常生活支援総合事業の増額に伴うものです。

以下、2 目地域支援包括任意事業交付金につきましては、歳出、包括的支援事業の増額に伴い追加計上しております。

3 目保険者機能強化推進交付金につきましては、交付決定額の減額によりそれぞれ減額しております。

5 目介護保険事業補助金につきましては、歳出の令和 6 年度制度改正に伴うシステム改修事業費への国庫補助を 52 万 8000 円計上しております。

6 ページをお願いいたします。4 款 1 項 2 目地域支援事業支援交付金につきまして、歳出、介護予防・日常生活支援総合事業費の増額に伴い増額しております。

7 ページをお願いします。5 款 3 項 1 目地域支援介護予防事業交付金につきまして、歳出、介護予防・日常生活支援総合事業費の増額に伴い増額しております。

5 款 3 項 2 目地域支援包括任意事業交付金につきまして、歳出、包括的支援事業の増額に伴い、11 万 4000 円を増額しております。

8 ページをお願いします。一般会計繰入金でございます。

7 款 1 項 2 目地域支援介護予防事業繰入金、同じく 3 目地域支援包括任意事業繰入金、5 目 2 節事務費繰入金につきましては、それぞれ歳出の増加に伴う増となっております。

4 目低所得者保険料軽減繰入金につきましては、低所得者の増加に伴う低所得者保険料軽減負担金を 27 万 6000 円追加しております。

5 目 1 節職員給与費等繰入金 297 万 2000 円の減につきましては、主に、歳出で説明しました介護保険事業計画策定支援業務委託費の減額に伴うものでございます。

9 ページをお願いいたします。8 款 1 項 1 目繰越金につきましては、前年度繰越金を 1228 万 2000 円計上しております。主なものとして、歳出、令和 4 年度介護給付費負担金精算により生じる返還金の財源として計上しております。

戻りまして 1 ページから 2 ページの第 1 表、3 ページから 4 ページの事項別明細につきましては、これまでの説明の積み上げですので説明を省略いたします。説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、一括して質疑を行います。質疑がある方は先に議案番号を告げてからお願いします。1 番議員、大安義和君。

○1 番（大安義和君）

議案第 76 号についてお尋ねします。

12 ページ、1 款 5 項 1 目計画策定委員会費が 350 万円減。先ほどの説明は職員の方がされるから減ったということですが、なぜ職員の方がされるようなものを計上して、また減らすと。これについてご説明いただけますか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

長寿ほけん課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

当初、職員、4 年目の係長がいるんですけれども、元々直営でできるのではないかと、国の分析システムを活用すれば自力でできるのではないかとということで、当初予算につきましては判断を悩んだんですけれども、もしその職員が 4 月で異動していた場合、後任の職員で 1 年目でこの策定を、事業計画を策定することはかなり困難と思われましたので、当初予算には計上していたということ

でございます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

他にないですか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

ないですね。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 75 号、議案第 76 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 20 議案第 77 号 令和 5 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 3 号）

日程第 21 議案第 78 号 令和 5 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 20、議案第 77 号令和 5 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 3 号）、日程第 21、議案第 78 号令和 5 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）、以上 2 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは議案第 77 号令和 5 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 3 号）でございますが、収益的支出に 94 万 8000 円を追加いたしまして、収入の計が 2 億 5511 万 6000 円、支出の計が 2 億 4214 万 9000 円となっているところでございます。

また、資本的収入でございますが、補正額としまして 2230 万円を追加いたします。

そして、資本的支出にも同額の 2230 万円を追加いたしまして、収入の計が 2 億 6877 万円、支出の計が 3 億 180 万 5000 円となっているところでございます。

提案の理由といたしましては、一般会計繰入金の 1306 万 6000 円を追加計上いたしてございまして、収入では、企業債 2230 万円を追加計上いたしてございまして、

次に、議案第 78 号でございます。令和 5 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）でございます。

この予算につきましては、収益的収入、それから収入支出とも同額を減額をいたしているところでございます。851 万 9000 円減額をしているところでございます。

そして収入の支出計が収益的事業収益でございますが、2 億 8419 万 7000 円、収入の計が 2 億 6679 万 3000 円となっているところでございます。

提案の理由につきましては、人件費等。支出では総係費の減額金額でございますが、繰入額を 851 万 9000 円、収入では、他会計負担金が 851 万 9000 円、それぞれ減額をしているところでございます。詳細につきましては、それぞれ水道課長に説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。水道課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（岡木徳人君）

それでは、まず、議案第 77 号令和 5 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 3 号）についてご説明いたします。

参考資料として添付してあります実施計画明細書によりまして内容を説明いたします。

17 ページをお願いいたします。

収益的収支におきまして、下段の表、支出になります。1 款 1 項 4 目総係費につきましては、人事院勧告による給与改定に伴う給料及び法定福利費を合わせて 94 万 8000 円を追加計上いたしております。

上段の表の収入につきましては、物価高騰に対する生活支援としまして水道料金の基本料金二月分、これは徴収月でいいますと令和 6 年 2 月及び 3 月の二月分になりますけれども、基本料金の減免ということで給水収益を 1306 万 6000 円減額をいたします。

その補填としまして、1 款 2 項 2 目の負担金に一般会計繰入金と同額の 1306 万 6000 円追加計上いたしております。

18 ページをお願いいたします。資本的収支になります。

下段の表の支出につきまして、1 款 1 項 1 目の建設改良費につきましては、水道未普及対策として実施します八反田郷下川内地区の配水管布設に係る実施設計費として 1280 万円、2 目につきましては、老朽施設更新事業として口木田海岸沿い地域の更新事業に係る実施設計費として 950 万円をそれぞれを追加計上いたしております。

上段の表の収入につきましては、企業債に八反田及び口木田の実実施設計費の合計 2230 万円を追加いたしております。

戻っていただいて表紙の裏面をお願いいたします。第 4 条に給与費、職員給与費の補正、第 5 条には起債限度額の補正を記載しております。

財務諸表につきましては 5 ページから、給与費明細書につきましては 19 ページ、20 ページに添付いたしております。以上で議案第 77 号の説明を終わります。

次に、議案第 78 号令和 5 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）についてご説明いたします。

こちら参考資料の実実施計画明細書により内容をご説明いたします。

16 ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、人事異動及び人事院勧告によります人件費につきまして補正を行うものです。人事異動につきましては、令和 5 年度管理職 1 名が減となっております。その関係で人事院勧告による給与増額分を含めても、予算としましては 851 万 9000 円の減額ということになっております。

下段の支出総係費につきましては、2 節の給与から 5 の賞与引当金繰入額まで含めて 851 万 9000 円を減額いたします。

上段の収入につきましては、支出と同額の一般会計繰入金を 851 万 9000 円減額といたします。以上で議案第 78 号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから一括して質疑を行います。質疑ある方は、先に議案番号を告げてからお願いします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

ないですね。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 77 号、議案第 78 号は、産業建設文教常任委員会に付託します。

日程第 22 請願第 2 号 町道（釜の内線）の路面及び離合場所の整備に関する請願書

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 22、請願第 2 号町道（釜の内線）の路面及び離合場所の整備に関する請願書を議題とします。

ただいま議題となっています請願第 2 号は、産業建設文教常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会（午後 0 時 03 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 浪瀬 真吾

署名議員 口木 俊二

署名議員 大安 義和